



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 島津製作所  
代表者名 代表取締役社長 中本 晃  
(コード番号 7701)  
問合せ先 取締役法務担当 西原 克年  
(TEL 075-823-1160)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 150 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確化する観点から、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するため、現行定款第 19 条について所要の変更を行うものです。
- (2) 当社は、適正なコーポレート・ガバナンスの下で的確かつ迅速に経營業務の執行を行う体制を強化するため経営機構改革を実施します。取締役会で経營業務の執行の決定を行い、取締役会により選定される業務執行役員が、決定された経營業務の執行を行い、これらの業務執行を取締役会が監督する体制として整備します。なお、会長、社長、副社長および主要な業務を担当する業務執行役員は取締役が当るものとします。これに伴い、役付取締役を廃止することとし、現行定款第 20 条(役付取締役)について所要の変更を行うものです。
- (3) 社外取締役の招聘のため、社外取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となるように、現行定款に第 26 条(社外取締役との責任限定契約)を新設するものです。また、新規条項の追加に伴い、現行定款第 26 条以下の条数を順次繰り下げるものです。なお、定款第 26 条(社外取締役との責任限定契約)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 役付取締役の廃止に伴って呼称の変更を行うため、現行定款第 14 条(招集者および議長)、第 21 条(代表取締役)および第 22 条(取締役会の招集者および議長)について所要の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおり。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日  
定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日

以 上

【別紙】

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 20 条 当社は、取締役会の決議により取締役会長、<u>取締役社長</u>各 1 名、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>および<u>常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>は、取締役会を司裁する。</p> <p>3. <u>取締役社長</u>は、取締役会の決議にもとづいて業務を執行する。</p> <p>4. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</p> <p>5. <u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>および<u>常務取締役</u>は、<u>取締役社長</u>を補佐して会社の業務を執行する。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役社長</u>は、当社の代表取締役とする。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により当社の代表取締役を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(業務執行取締役)</p> <p>第 20 条 当社は、取締役会の決議により取締役の中から<u>会長</u>、<u>社長</u>各 1 名、<u>副社長</u>および<u>その他の業務執行取締役</u>を定めることができる。</p> <p>2. <u>会長</u>は、取締役会を司裁する。</p> <p>3. <u>社長</u>は、取締役会の決議にもとづいて業務を執行する。</p> <p>4. <u>社長</u>に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</p> <p>5. <u>副社長</u>および<u>その他の業務執行取締役</u>は、<u>社長</u>を補佐して会社の業務を執行する。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 <u>社長</u>は、当社の代表取締役とする。</p> <p>2. [現行どおり]</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集者および議長)  第 22 条 取締役会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。ただし、<u>取締役会長</u>の選任がないとき、または、<u>取締役会長</u>に事故があるときは、<u>取締役社長</u>がこれに代わり、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集しその議長となる。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>第 26 条  ～  第 38 条</p> <p style="text-align: center;">[省 略]</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)  第 22 条 取締役会は、会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、会長の選任がないとき、または、会長に事故があるときは、社長がこれに代わり、社長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集しその議長となる。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)  第 26 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 27 条  ～  第 39 条</p> <p style="text-align: center;">[現行の第 26～38 条に同じ]</p>

以 上